

高速横浜環状南線（公田笠間トンネル工事）及び 上郷公田線（（仮称）桂町トンネル工事）に関する家屋調査説明会

－ 議 事 要 旨 －

1 開催状況

- (1) 日 時：第1回説明会 平成31年3月15日（金） 午後 3時～ 4時30分
第2回説明会 平成31年3月15日（金） 午後 7時～ 8時30分
第3回説明会 平成31年3月16日（土） 午前10時～ 11時30分
第4回説明会 平成31年3月17日（日） 午前10時～ 11時30分
- (2) 場 所：朝日平和台自治会会館（15日）
栄公会堂（16日・17日）
- (3) 内 容：工事着手に伴う家屋事前調査について

2 主な質問応答

(1) 調査に関すること

- Q1 NEXCOと横浜市で調査時期が異なることについて。
A1 調査時期が異なるのは、両事業者による家屋調査の発注形態、発注方式が異なるためです。
また、横浜市、NEXCO共に先行する桂町トンネルの本格工事着手前には調査区域全ての調査を完了させるため、調査時期のずれにより、調査対象物所有者が不利益を被ることはありません。
- Q2 事前調査をしなかった場合は。
A2 事前調査を実施しなかった場合、周辺の地盤状況や近隣家屋の損傷発生状況から、発生した損傷が工事に起因するものかどうかを推測することになります。
また、事前調査結果が無い場合、発生した損傷がいつ時点のものか、いつ発生したものか、双方で確認できていないため、工事に起因する損傷か否かの判定に時間を要する場合があります。
- Q3 家屋に違和感があるとは具体的にどのようなことか。
A3 一例としてはドアの建付けが悪くなった、壁のひび割れが大きくなった、排水管の流れが悪くなった等が考えられます。
- Q4 リフォームした際、事業者への連絡は、どんなリフォームでも連絡が必要なのか。
A4 あくまで任意ですが、リフォームをお考え、または実施の場合は規模の大小によらず、連絡をいただければと考えております。
- Q5 車庫や外壁、擁壁は調査対象なのか。
A5 調査対象です。

Q6 調査会社はどのような会社なのか。

A6 補償コンサルタント業務の実績がある補償コンサルタント会社です。また、調査員は発注機関発行（NEXCO、横浜市）の身分証及び腕章を携帯いたします。

Q7 土日または遅い時間帯でも調査可能か。

A7 可能です。意向確認の時に希望時間を伺いますので、その際にご相談ください。申し出ください。

Q8 家屋調査の範囲は。屋根は登って調査するのか。

A8 家屋調査は目視にて確認できる範囲を調査範囲としております。屋根も調査対象ではありますが、下から目視にて確認できる範囲を調査対象範囲としております。

(2) 補償に関すること

Q1 必要最小限の補償とは。

A1 補償の限度における必要最小限の補償は、機能復旧です。基本的には、新品や機能向上はないです。

Q2 NEXCOの工事と横浜市の工事がある中で、どちらの工事が原因か明らかにならないと補償は行われないのか。

A2 応急措置の必要がある場合で、原因者の特定に時間を要する際には、別紙のエリア図に示す対象範囲の事業者が応急措置を実施します。
工事完了後、補償します。

Q3 補償の仕方とは。

A3 基本的には、金銭補償となります。

(3) その他

Q1 工事完成とは何か。

A1 工事完成とは、上下線ともにトンネル掘削が完了した時のことです。